

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

鏡梅の木地域小さな拠点整備事業計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

高知市

### 3 地域再生計画の区域

高知市の区域の一部（鏡地域の梅ノ木、増原、葛山、小山）

### 4 地域再生計画の目標

#### 4-1 地方創生の実現における構造的な課題

##### （1）地域活動・地域経済の停滞

鏡地域の梅ノ木、増原、葛山、小山の4地区（総称して「梅の木」という）は、高知市中心部から車で約40分の中山間地域に位置し、平成18年から令和3年までの15年間に42.9%の人口が減少、令和3年度には高齢化率が55.3%になった。中には1世帯しかいない地区もあり、少ない人数の中でも住民同士がつながり合い地域の生活環境を守るため、地域活動の活性化を図ることが課題となっている。

また、地域の特産である梅やタケノコ、イタドリなどの農産物は、地域の農家や農事組合法人が、栽培・収穫したものをそのまま出荷してきたが、加工せずに出荷した場合、競争相手が多く、販売価格が安価であるため、地域に落ちる利益が少なくなってしまうなど、地域経済が停滞・縮小している。さらに、地域の仕事は、大半が農業であり、女性や高齢者が生きがいを持って働ける仕事の選択肢が少ない。

##### （2）集落活動センターの活動拠点の機能が不十分

上記（1）の課題を解決するため、令和元年11月に、4地区の住民が協力して、集落維持活動や集いの場づくり、農産物の加工販売などの経済活動、高齢者世帯の見守り・支援活動など、地域の課題解決に取り組むための「集落活動

センター」を立ち上げたが、その拠点となる梅ノ木公民館は、昭和 41 年に建設された旧小学校であり、耐震診断の結果、耐震性が低く設備等の老朽化が進むとともに、活動の一環である、地域の農産物の加工・販売するために必要な食品衛生管理基準HACCPを満たす衛生環境ではないことから、令和 3 年度に建物の解体工事を実施するとともに、公民館としての集会所機能と集落活動センターの加工場等の機能を併せ持つ、新施設の改築に向けて設計を進めている。

(3) 医療・健康施設へのアクセスが困難なことによる住民の定住意向の低下  
 上記(1)で記述したように、4地区の住民は、65歳以上が半数を占める。また、2013年に実施した高知市中山間地域実態把握調査によると、単身世帯が多く、住み続けたくても一人暮らしに不安があり、転居せざるを得ないといった回答や、高齢者が病院や診療所が近くでないことを不安視している回答が多い結果となっており、地域住民の継続的な健康管理が困難であることから、地域を維持するための担い手となる住民の地域外への流出が懸念される。

#### 4-2 地方創生として目指す将来像

##### 【概要】

高知市鏡の梅ノ木・小山・増原・葛山の4地区において、高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる人口減少の克服と地域振興に向けたまちづくりを推進するため、集落活動センターを拠点に、地域住民が健康的に、お互いが暮らしを支えあい、地域の特色を生かしながら地域経済の循環を促し、地域住民が役割と生きがいを持って暮らせる持続可能な地域、子ども世帯が集落に戻ってくる地域の実現をめざす。

##### 【数値目標】

KPI	事業開始前 (現時点)	2022年度増加分 1年目	2023年度増加分 2年目
施設利用者数(体験交流イベント参加者, 喫茶・集会所スペース利用者等)(人)	1,060	0	1,270
加工品販売等の売上(千円)	0	0	400
集落活動センター主催イベントの開催回数 (回)	0	0	2

2024 年度増加分 3 年目	2025 年度増加分 4 年目	2026 年度増加分 5 年目	K P I 増加分 の累計
860	365	15	2, 510
320	480	200	1, 400
1	1	1	5

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2 の③及び5-3 のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

#### ○ 地方創生拠点整備交付金（内閣府）：【A3007（拠点整備）】

##### ① 事業主体

2に同じ。

##### ② 事業の名称

集落活動センター梅の木整備事業計画

##### ③ 事業の内容

地域住民が主体となり、地域の課題やニーズに対する様々な地域活動を、継続的に地域ぐるみで取り組む「集落活動センター」の活動拠点となる施設の建設、及び活動に必要な機能を整備し、地域住民の集いの場や、地域内外の交流人口の創出、特産品の加工・販売による収益増をめざした活動に取り組む。新たな施設では、公民館活動を行う集会所スペース（カフェを含む）と、地域で獲れる農産物の加工場スペースを確保する。

（1）地域内外の人が集い、交流・賑わいの創出による地域活動・地域経済の活性化

新施設の集会所スペースやカフェスペースにおいて、本市考案の介護予防事業である百歳体操や敬老会、花見など、地域住民が集う場として活用することで、住民同士のコミュニケーションの向上や引きこもりの防止など、住民同士が支え合う環境を作り出す。

また、加工場スペースを活用して、地域の農産物である山菜などの収穫

体験・加工体験等のイベントを開催し、地域内外から参加者を募ることにより、交流人口の拡大を進め、人々が地域を訪れるきっかけを作り出すことで、地域を知ってもらい、魅力を伝えていく。

さらに、加工場ができることによって、地域の農事組合法人が栽培・収穫した農産物を加工場で加工し、付加価値をつけて、地域の直販所（地域内・市街地の2か所の店舗）での販売、さらには生産量の増加により販路を拡大していく。このことによって、地域の関連団体と協力し合いながら、地域活動・地域経済の活性化につなげるとともに、地域住民、特に女性や高齢者が働ける場所ができるなど新たな雇用創出にもつなげる。さらに、加工製品の増加により、農産物の収量増加を図る必要性が生じ、耕作放棄地の解消につながりこともできる。

## （2）施設の耐震化・機能的な加工環境

新施設の改築を行うことで、耐震性を確保し、安全な活動環境を整備するとともに、新施設における加工場スペースでは、地域で栽培・収穫する農産物による特産品の開発・加工・販売を行うために必要な食品衛生管理基準HACCPに対応したレイアウト及び設備を適切に整備する。加工場は、主に検収室、下処理室、調理室、包装・保管室に分かれており、汚染区域・非汚染区域を明確に区分して加工作業を行う。

### 【例】梅漬けの加工の流れ

- ・検収室から農産物を搬入・計量し、土・埃を洗い流す
- ・下処理室にて水につけ、あく抜きをする
- ・調理室にて、へた取り・洗浄して樽などに塩漬けをする
- ・塩漬けした樽を温度管理している包装・保管室で保管。塩漬けが完了すると計量・包装して直販所などに出荷する

## （3）健康管理の仕組みづくり

新施設において、活動量計のデータを取り込む機器や健康測定機器を設置し、住民が自身の健康状態をデータとして把握・管理できる環境を整えるとともに、活動量計のデータ等を基にしたオンラインでの保健師による健康指導や健康セミナーを組み合わせた健康づくりプログラムを実施するなど、デジタル技術を活用した「スマートヘルスケア」を実施する。これ

らの取組により、住民の適切な健康管理が可能となることで、本市まち・ひと・しごと総合戦略に掲げる「生きがいくくりと介護予防の推進」「高齢者の地域生活支援」を実現するとともに、住み慣れた地域で暮らし続けられる地域づくりにつながり、地域の担い手不足の解消が図られる。

#### ④ 事業が先導的であると認められる理由

##### 【自立性】

事業運営組織が取り組む農産物の加工・販売による売上や、体験イベントの実施による収益を主な事業財源として自立を目指す。

供用開始後は市からの管理委託料等により財政的に支援する予定であるが、事業の売上の状況等を確認しながら、行政の財政的支援のウエイトは支障がない範囲で減らしていく。

##### 【官民協働】

##### 【地域住民を主体とした事業運営組織】

地域住民を主体とした事業運営組織が地域活動に取り組むにあたり、整備した施設を積極的に活用し、集いの場の運営や特産品の加工・販売を展開する。

##### ・地域の農産物加工

イタドリや梅等、地域の特色である農産物を加工し、地域資源に付加価値を付けて販売するとともに、地域の魅力PRにつなげる。

##### ・地域内外の交流の充実

農産物の加工作業を行わない日は、調理室をカフェのキッチンとして活用し、地域住民が気軽に集える場を提供する。将来的には地域食材を使った弁当の宅配サービスの実施を目指し、地域の高齢者の見守りや適切な食生活を送るための支援につなげる。また、本市の介護予防事業「百歳体操」とカフェを組み合わせることで、体操参加者の増加と健康増進が期待される。

##### ・体験交流イベント等の開催

農事組合法人と連携し、農産物の収穫体験や加工体験、地域の伝統行事などを通じて、イベントを企画・実施し、地域外から人が訪れるきっかけを作り、地域内外の人が交流するとともに、地域の魅力を伝えてい

く。

#### 【地域の農事組合法人】

地域の農事組合法人が地域の耕作放棄地等を開墾してイタドリや梅などの収穫した農産物を事業運営組織に出荷する。整備した施設での加工・販売が可能となることで、販路拡大が見込まれることから、収穫量の増加を目指し、さらに耕作放棄地を畑として活用するなど、地域活動の好循環が生まれ、団体の収益増と集落の環境改善につなげる。

#### 【地域の直売所】

鏡地域の直売所は、高知市の鏡地域と市街地の2か所にあり、新施設で加工した特産品を地域の直売所で販売する。また、将来的にJAの直売店舗や街路市での販売など、販路の拡大をめざす。

#### 【高知市】

対象施設の整備と、地域が自立した運営に移行するまでの段階的な財政支援（ハード・ソフトの両面）や人的支援（アドバイスや広報等）を行う。施設の整備に併せて、農産物の加工等に必要な備品の購入や、供用開始後にスムーズに活動ができる体制づくり等アドバイスを行う。また、市の広報ツールを活用した情報発信をしながら、事業運営組織が自立した広報活動ができるようにサポートする。

#### 【他地域の集落活動センター（地域住民を主体とした自主運営組織）との連携】

高知市では、当該事業を含め現在2か所の集落活動センターが開所しており、また今後も新たな地域でセンターを立ち上げ予定である。当該事業で培ったノウハウを活かして、新センターのスムーズな開所と活動開始に繋げるとともに、事業運営組織が連携し、販売やイベント、情報発信等を行う。

#### 【地域間連携】

##### 【高知県との連携】

高知県では、小さな拠点づくり（集落活動センター）を進めており、県内32市町村で取り組みが行われている。

（令和3年10月1日現在62箇所開設）

県では、集落活動センターでの新商品の開発や観光資源の活用面等において、財政・人的支援を行うとともにそのノウハウを蓄積しており、今回整備しようとする施設で実施する農産物の加工やイベント等対してノウハウを共有し、アドバイス等の支援を行うことで、事業の早期立ち上がりに繋げる。また、集落活動センターの活動内容やイベント情報等を集約して発信しており、ホームページ「えいとここうち」や、公式LINEアカウント等を有効に活用し、当該施設での活動について広域的、効果的にPRを行い、加工品の販売促進や交流人口の増加など、収益活動の向上につなげる。

### **【政策間連携】**

#### **【6次産業化政策と農業振興政策の連携】**

地域の特産物であるイタドリや梅などを活用し、新たな加工品を生み出し、付加価値をつけて販売していくことで、地域外からの収益増が期待できる。また、特産品の販売を促進することにより、地域住民の農産物の生産意欲の向上、耕作放棄地対策につながり、農地保全・農業振興に寄与するものである。

#### **【地域福祉の推進】**

地域拠点となる集落活動センターに、個人の健康状態が把握できる健康測定機器を設置し、保健師とオンラインで健康相談ができる環境を整備することで、個人の健康意識の高揚や健康寿命の延伸が図られるとともに地域での健康づくり活動に積極的に取り組める土壌を形成することができる。

#### **【地域コミュニティの推進】**

カフェや百歳体操など集いの場ができることで、施設を中心とした高齢者等の交流の機会が生まれ、地域の見守り機能の強化や世代間交流が促進され、地域コミュニティの推進につながる。

#### **【担い手不足の解消】**

地域住民の健康増進により、地域の基幹産業である農林業をはじめ集落活動センターにおける加工・販売における担い手不足が解消され、集落活動センターで実施する体験活動等を通じて、地域内外からの交流人

口・関係人口の拡大が図られ、将来的に移住・定住の促進につながる。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 5月

【検証方法】

市長を本部長、両副市長を副本部長とし、各部長等で構成する「高知市まち・ひと・しごと創生本部」においてPDCAサイクルにより取り組みの状況を検証し、必要な対策及び見直しを行う。また、外部有識者等で組織する「高知市まち・ひと・しごと創生有識者会議」において、報告、検証、評価を行う。

【外部組織の参画者】

産業界関係者、行政機関関係者、学識経験者、金融機関関係者、労働団体関係者、マスメディア関係者等

【検証結果の公表の方法】

検証結果は高知市ホームページで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 142,397千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2027年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

## (1) 集落活動センター整備事業

### ア 事業概要

地域活動の維持・活性化のため、集落支援員や地域おこし協力隊などの人的支援を行う。また、地域住民を主体とした事業運営組織の経済的  
活動の活性化、発展のために必要な財政的支援を行う。

### イ 事業実施主体

高知市

### ウ 事業実施期間

2022年4月1日から2027年3月31日まで

## 6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2027年3月31日まで

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

### 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に7-1に掲げる評価の手法により行う。

### 7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。